種により免疫を獲得した症状のない豚等を除いてと殺を実施したとしても、感染拡大リスクを増加させないとの結論が出された。また、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会においても同様の結論が出されたことなどを踏まえ、殺処分される疑似患畜については、適切にワクチン接種が実施されていることを前提に、まん延防止に必要な場合に都道府県知事が命ずるものに限ることなどを内容とする家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の改正法が令和８年５月19日に公布された。一方で、将来の豚熱清浄化を達成するためには、効果的なワクチン接種、免疫付与状況確認のための各種検査、飼養衛生管理の徹底、野生いのしし対策等による野外環境中の豚熱ウイルス量の低減等を通じて、発生予防及びまん延防止に万全を期すことが引き続き重要である。

9　（略）

第１　基本方針

１　（略）

２　国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物を始めとした豚熱ウイルスを拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

３　豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのうち、特に重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

　このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（法第12条の３の２第１項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、法第12条の３の３第１項に基づき飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

⑵・⑶　（略）

⑷　飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置（以下「病原体拡散防止措置」という。）を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

４　発生時には、的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要である。まず、ワクチン接種区域（法第６条第２項において準用する法第５条第２項に基づき都道府県知事が設定する、接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域をいう。以下同じ。）においては、患畜の迅速なと殺及びその死体等の処理並びに命令に基づく疑似患畜の殺処分の実施、その死体等の処理及び徹底した消毒に加え、第12の１に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。また、ワクチン非接種区域（ワクチン接種区域以外の区域をいう。以下同じ。）においては、特に第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び徹底した消毒に加え、ワクチン接種区域と同様、疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

7　（略）

第１　基本方針

１　（略）

２　国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

３　豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

　このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の３の２第１項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

⑵・⑶　（略）

⑷　飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

４　発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の１に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

　防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の２までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

　また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

　このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。